

# 通帳の写しの提出について

介護保険負担限度額認定では、利用者負担段階ごとに預貯金額等の要件が設けられています。そのため、介護保険負担限度額認定の申請を行う際は、預貯金等の写しを提出してください。

## 提出の際の注意点(必ずご確認ください)

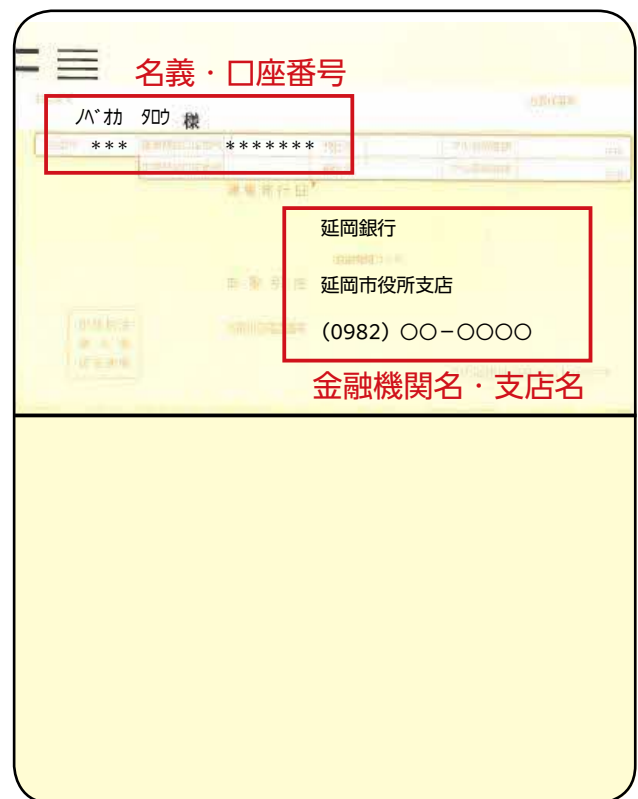
- (1) 事前に記帳をお願いします。(最新の情報が必要です。)
- (2) 必要事項確認のため、必ず下記①～④のページの写し(コピー)をご提出ください。  
※記帳を済ませた通帳をご持参いただければ、受付の際に職員がコピーをお取りします。

### ①通帳の表紙



### ②通帳を1枚開いたページ

金融機関名・支店名・口座番号・  
名義人が分かる部分



※③・④のコピー例は裏面をご確認ください。

### ③直近の2ヶ月の収支が分かるページ

直近2ヶ月の目安

例) 令和8年7月に申請する場合は、令和8年5月～7月の2か月分の収支が分かるページです。

定期預金がある場合は、証書が必要です。  
投資信託や有価証券等は、名義人、取引金額、時価評価額がわかる書類が必要です。

年金がある場合は、直近の振り込みが確認できるページが必要です。

| 普通預金(兼お借入明細) |           |           |          | 9    |
|--------------|-----------|-----------|----------|------|
| 年月日          | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 取扱店  |
| 08-05-01     | 90,000    | 施設利用料     | 100,000  |      |
| ...          | ...       | ...       | ...      |      |
| 08-06-10     | 10,000    | 定期預金(〇回目) | ...      |      |
| 08-06-13     | 厚生年金      | 100,000   | ...      |      |
| ...          | ...       | ...       | ...      |      |
| 08-07-01     | 90,000    | 施設利用料     | 150,000  |      |
|              |           |           |          | 最終残高 |

※注意※  
あらかじめ、記帳を済ませてからコピーをお取り下さい。

### ④定期預金・貯蓄預金等のページ

(預貯金等の有無に関わらず写しが必要です。)

※定期預金がない場合は、定期預金等のページの1ページ目の写しをお取り下さい。

※普通預金口座の場合、④定期預金等のページの写しは不要です。

| 定期預金(担保明細) |      |    |    | 1  |
|------------|------|----|----|----|
| 期日         | 摘要   | 金額 | 利率 | 残高 |
| 1          | 預入番号 |    |    |    |
| 2          | 預入番号 |    |    |    |
| 3          | 預入番号 |    |    |    |
| 4          | 預入番号 |    |    |    |
| 5          | 預入番号 |    |    |    |
| 6          | 預入番号 |    |    |    |
| 7          | 預入番号 |    |    |    |
| 8          | 預入番号 |    |    |    |

中間利息定期預金の場合は、お預り番号末尾に「1」と表示されます。